

京都市上下水道局告示第29号

京都市指定下水道工事業者規程第7条第2項第3号の規定に基づき、次の者の京都市指定下水道工事業者の指定の効力を一時停止したので、同規程第31条第1項第2号の規定に基づき告示します。

平成23年7月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 業者名等

京都市上京区中長者町通新町西入仲之町284番地の1

大西工業株式会社

代表取締役 大西 泰三

2 指定効力停止期間

平成23年7月11日から平成23年10月10日まで

(上下水道局下水道部管理課)